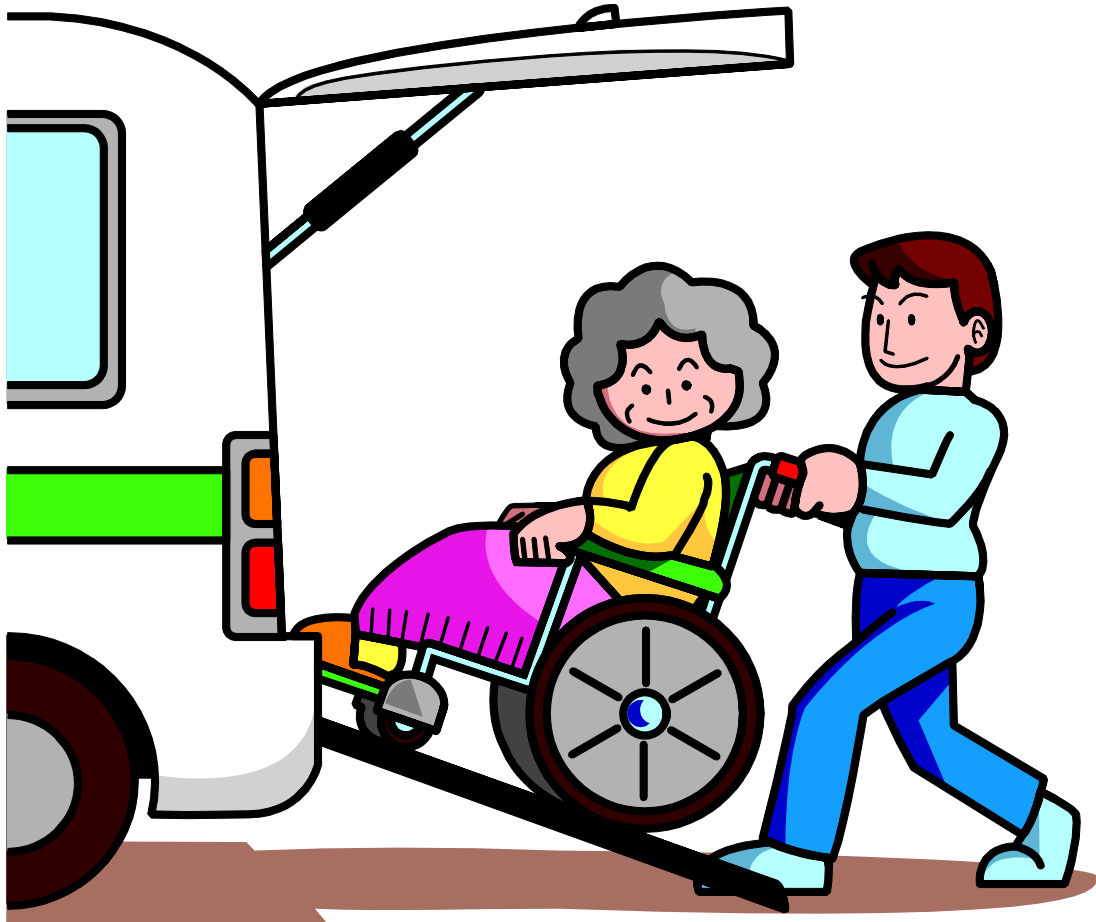


京都市 福祉移送の利用の手引き



京都市保健福祉局

はじめに

少子高齢化が進展する中、京都市ではこれまでから、介護を必要とする高齢者や身体に障害のある方々が地域でいきいきと健やかに暮らせる環境づくりに取り組んできました。

今後、高齢化の益々の進展による介護が必要な高齢者の増加、障害のある市民の社会参加への意欲の高揚に伴い、高齢者や障害者等の一人ひとりのニーズに合わせた福祉移送サービスは、移動制約者（心身の状況から移動に制約を受ける方）が地域生活を送るうえで不可欠なサービスとなってきます。

この「京都市福祉移送の利用の手引き」が、福祉移送サービスが利用しやすくなり、移動制約者の方々がますます活発に社会参加していただける手助けとなるようお願いしております。

■目次

1	福祉移送サービスとは・・・・・・・・・・・・・・・・	4
2	福祉移送サービスの種類・・・・・・・・・・・・・・・・	4
3	福祉車両の種類・・・・・・・・・・・・・・・・	5
4	ご利用方法・・・・・・・・・・・・・・・・	6
5	ご利用者の声・・・・・・・・・・・・・・・・	8
6	関連する福祉施策・・・・・・・・・・・・・・・・	9
7	福祉有償運送の事業者一覧・・・・・・・・・・・・・・・・	11

1 福祉移送サービスとは

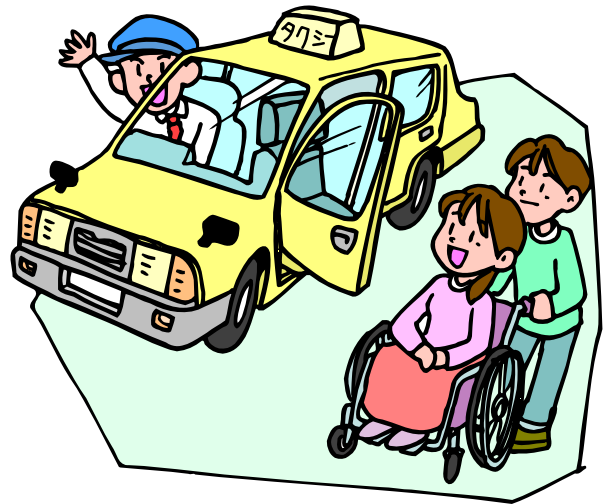
介護を必要とする高齢者や身体に障害のある方などで、バスや電車を利用して移動することが困難な方の通院や買い物など日常生活における外出を支援する、車両を使ったドア・ツー・ドアの送迎サービスのことです。

2 福祉移送サービスの種類

福祉移送サービスには、次の3つの種類があります。

(1) 福祉タクシー

一般タクシー事業者が福祉自動車を使用して行う移送や、障害者等の移送に業務の範囲を限定した許可を受けた個人あるいは比較的小規模な福祉限定タクシー事業者が行う運送のことです。



(2) 介護タクシー

介護保険のサービス提供事業者の指定を受けた訪問介護事業者に所属するホームヘルパーの資格を持ったタクシーの運転手が、タクシーへの乗り降りの介助に加え、自宅や病院内において通院する上で必要な介助を行うなどの訪問介護サービス的一种です。

(3) NPO法人等が行う福祉有償運送

京都市が設置する京都市福祉有償運送運営協議会で審査されたNPO法人等が要介護者や身体障害者等の会員に対して、概ねタクシー料金の2分の1の範囲内の料金によって、自家用自動車を使用して行う移送サービスのことです。

運転は、国土交通省が定めた講習を修了した方等が担当されます。

3 福祉車両の種類

福祉車両とは、主に身体の不自由な人の介護や送迎に利用できる車で、シートやフロアの形状・機能などによって、3つのタイプに分類されます。車両の特徴をよく理解し、それぞれ乗車される方の身体状況や介護の状況により、より適した車両を選ぶようにしましょう。

(1) ストレッチャー仕様車

寝たきりの方など運ぶためのストレッチャーに寝たまゝの状態で行ける車両のことです。



(2) 車いす仕様車

車いすのまま乗降できるタイプの車両で、車いすを車内で固定します。乗降の方法に応じて、車いすを機械で持ち上げるリフト型と、車いすを押して乗り降りするスロープ型があります。

車いすからシートへの移乗が必要ないので、車いすを常時使用している利用者や、移乗を好まない利用者に向いています。



(3) 回転シート車・シートリフトアップ車

助手席や後部座席が外側に回転させることができる車両です。

回転したシートが車外の低い位置まで昇降する車両がシートリフトアップ車です。

足腰の弱い高齢者など、セダン車の乗り降りに負担を感じる方に向いています。車の座席に座りますので、車いすのまま乗車する場合と比べて、身体が安定し身体への負担が軽減されます。



4 ご利用方法

(1) 京都市福祉タクシー共同配車センター

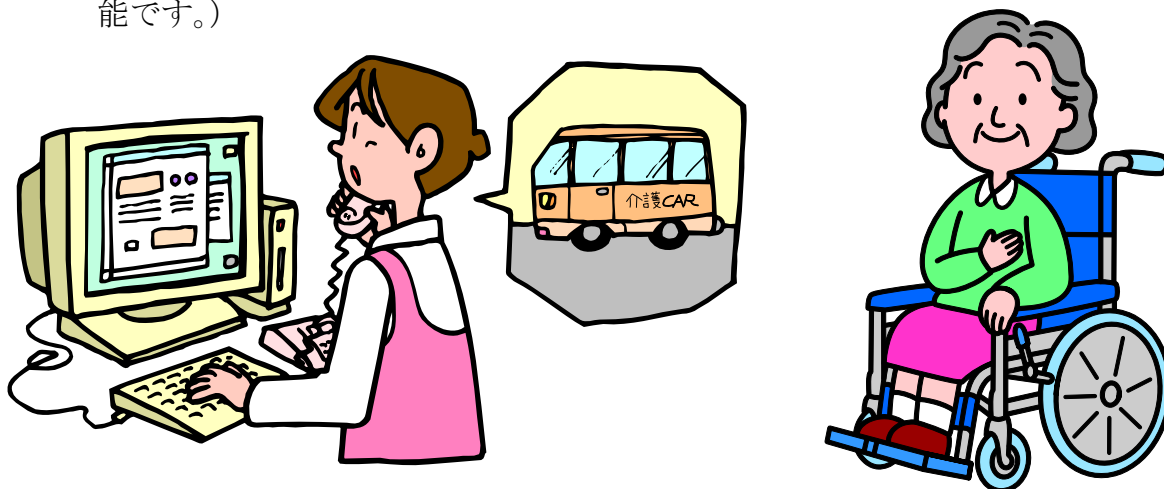
福祉タクシーをご利用される場合は、京都市福祉タクシー共同配車センターに連絡していただくと便利です。(福祉タクシー会社に直接、連絡し、利用することもできます。)

■連絡先：075-863-5523

■予約受付：AM9:00～PM6:00

土・日・祝日は予約受付を行っていませんが、移送業務は行っております。

<http://www.fukushi-taxi.net/yoyaku/index.php> からでもご予約可能です。)



※ 利用料金等、詳しくは京都市福祉タクシー共同配車センターにお問い合わせください。

（２）介護タクシー

介護保険の要介護認定で要介護１～５の認定を受け、在宅で生活されている方で、１人で通院することが困難な方などが対象です。介護保険のケアマネジャーに相談し、ケアプランに位置づけることによって利用することができます。

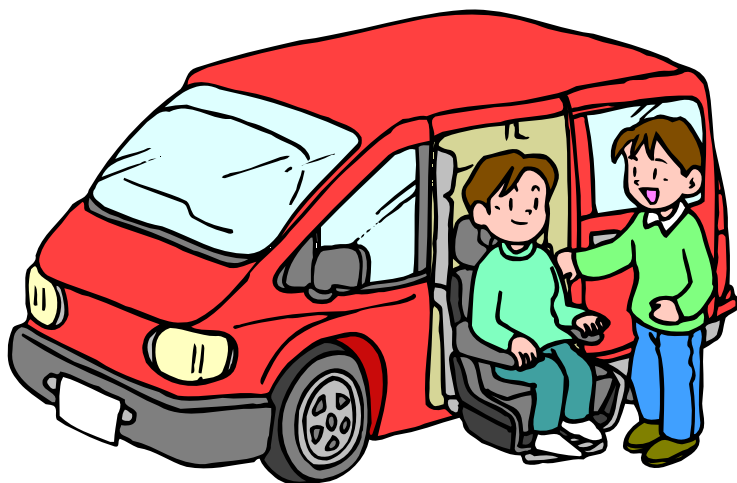
乗降に係る自己負担は介護保険の利用者負担分（利用料の１割、２割又は３割）で、タクシー運賃は別途必要になります。

ご利用の際は、担当のケアマネジャーにお尋ねください。

（３）福祉有償運送

単独では公共交通機関を利用することが困難な方で、身体障害者手帳をお持ちの方や介護保険の要介護（要支援）認定を受けられている方等であって、当該法人へ会員登録することが必要です。料金は、概ねタクシー料金の２分の１の範囲内の料金ですが、別途介助料などが必要な場合がありますので、各法人にお問い合わせください。

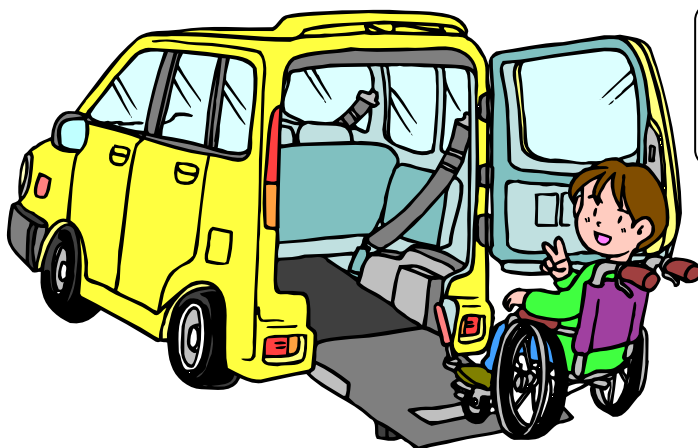
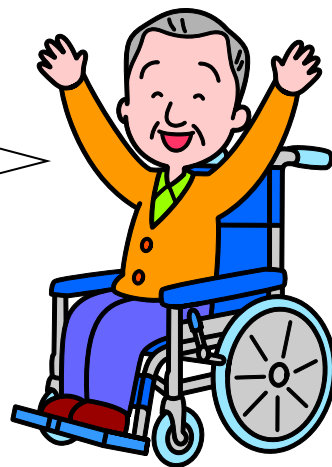
また、比較的小規模な法人が多いため利用できる方が限られる場合など、法人ごとにサービス形態が異なりますので、詳しくは各法人にお問い合わせください。



5 ご利用者の声

京都市福祉タクシー共同配車センターのご利用者の声

電話をすれば空いている車両をすぐに見つけてくれるから、いつでも安心して出かけられます。



予約のときに、こちらの状況を伝え、ニーズに応じた車両が手配されるし、適切なサービスが受けられるよ。

福祉有償運送のご利用者の声

同じ運転手の方が、いつも親切に対応してくれて、安心だね。



6 関連する福祉施策

(1) 重度障害者タクシー料金助成事業

京都市では、重度障害者の日常生活の利便と社会参加の促進を図るために、タクシー料金の一部を助成しています。(利用できるタクシーは京都市に登録された事業者のみですので、乗車する前に、タクシー利用券が利用可能かどうかご確認ください。福祉有償運送の利用にはご使用いただけません。)

【対象者】 身体障害者手帳1・2級又は療育手帳A判定又は精神障害者保健福祉手帳1級をお持ちの方で、市バス・地下鉄の福祉乗車証制度又は敬老乗車証制度を利用していない方

【助成額】 利用券1枚につき500円を助成(乗車料金が500円以上の場合1枚、1,000円以上の場合2枚、1,500円以上の場合3枚、2,000円以上の場合4枚まで使用可能)利用券の交付枚数は、1月当たり4枚で、最大で年間48枚を交付

(2) 福祉乗車証

京都市では、社会参加の機会が少なくなりがちな障害のある方の行動圏を拡大し、積極的な社会参加を促進するため、市バス・地下鉄等の運賃を無料とする制度を設けています。

【対象者】 身体障害者手帳1～4級、療育手帳A・B判定、精神障害者保健福祉手帳1級～3級をお持ちの方

※ 介護人又は介添人は、以下の場合対象(1人まで。ただし、身体障害者手帳1～4級で車椅子利用者は、3人まで)

身体障害者手帳1～4級(ただし、聴覚・平衡・音声言語・そしゃく障害の4級は除く。)、療育手帳A判定(B判定は本人が学齢前児童又は小学校在学年齢児童の場合)、精神障害者保健福祉手帳1級

【運賃】 無料

※ 身体障害者手帳5・6級をお持ちの方(本人が学齢前児童若しくは小学校在学年齢児童の場合は、介護人又は付添人1人まで)、福祉乗車証に代わって重度障害者タクシー券(身体障害者手帳1、2級、療育手帳A判定の方)又は身体障害者手帳、療育手帳をお持ちで敬老乗車証を選択された方は、手帳を提示することで、運賃が5割引きとなります。

（３）敬老乗車証

高齢者に対して、様々な社会活動に参加し生きがいに役立てていただくため、市バス・地下鉄等で御利用いただける「フリーパス証」又は、市バスのほか１０社の民営バス市内路線で御利用いただける「敬老バス回数券」を交付しています。

【対象者】 満７１歳以上の方

※ 合計所得金額７００万円未満の方

※ 令和６年１０月から交付開始年齢を７２歳に引き上げ（令和４年１０月以降、２年ごとに１歳ずつ交付開始年齢を引き上げており、令和１２年１０月以降は７５歳以上が対象。ただし、生年月日が昭和２７年１０月１日以前の方は引き続き７０歳から交付。）

【負担金】 ① フリーパス証

所得に応じて無料～４５，０００円（年額）

② 敬老バス回数券

選択した回数券の合計額（年間最大１０，０００円分）の半額

※ 生活保護受給者等は全額公費負担

（４）タクシー運賃割引制度

身体障害者手帳、療育手帳をお持ちの方は、手帳を提示し、手帳所持者本人であることの確認を受けることで、タクシー料金の１割が割引されます。

（５）重度訪問介護、行動援護、同行援護、移動支援

社会参加等を目的とした外出の際に、重度の身体障害のある方、視覚障害のある方、知的障害のある方、精神障害のある方及び難病患者の方を対象として、ガイドヘルパーが移動の介護や援助を行います。

7 福祉有償運送の事業者一覧

名 称	連 絡 先
特定非営利活動法人京都運転ボランティア友の会	〒601-8146 京都市南区上鳥羽奈須野町 102 075-682-0204
社会福祉法人京都障害者福祉センター	〒601-8321 京都市南区吉祥院西定成町 35 (法人所在地) 075-591-8821
特定非営利活動法人日本自立生活センター自立支援事業所	〒601-8036 京都市南区東九条松田町 62 075-682-7950
特定非営利活動法人まーぶる	〒615-0882 京都市右京区西京極葛野町 39 075-874-5639
社会福祉法人京都市右京区社会福祉協議会 (京北事務所)	〒601-0251 京都市右京区京北周山町下寺田 1-1 075-852-0527
社会福祉法人えのき会	〒612-8002 京都市伏見区桃山町山ノ下 44-8 075-605-0303
社会福祉法人清和園	〒601-8201 京都市南区久世川原町 79 久世橋ビル 3 階 (法人所在地) 075-622-6496
特定非営利活動法人自宅生活応援団ぴかピカ	〒621-0023 京都府亀岡市曾我部町寺広畑 29-1 0771-22-2132
医療法人社団洛和会	〒604-8405 京都府京都市中京区西ノ京車坂町 9 番地 075-592-0400
特定非営利活動法人四つ葉	〒612-0822 京都市伏見区深草鞍ヶ谷 13-75 075-643-5713

*移送サービスの利用については、法人が実施する福祉サービス等の利用者のみを対象としている法人もありますので、利用に当たりましては、各法人にお問い合わせください。